

飼料自給力強化支援事業のてびき



<目次>

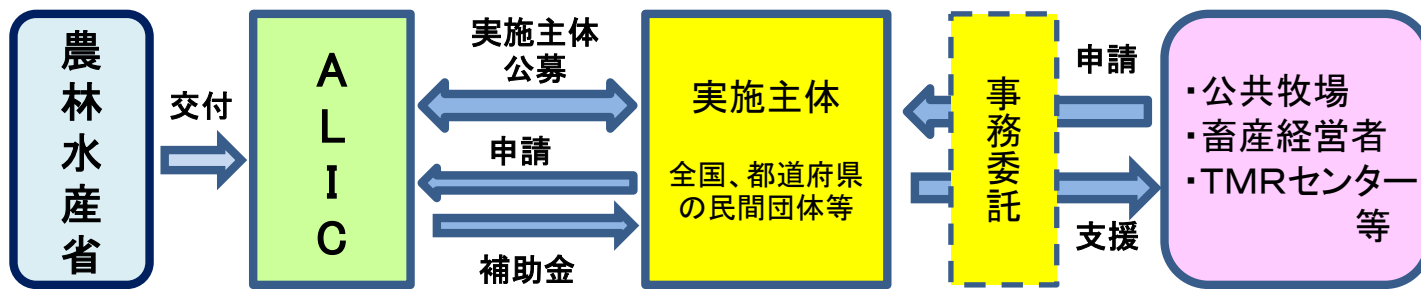
- (1) 都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業 . . . 2 頁
- (2) 公共牧場等機能向上支援事業 . . . 3 頁
 - ①採草地等生産性向上
 - ②放牧施設機能向上
 - ③強害雑草対策の実証
- (3) 国産粗飼料活用促進事業 . . . 5 頁
 - ①国産粗飼料等安定流通利用促進
 - ②国産粗飼料流通拡大促進
- (4) TMRセンター等体質強化事業 . . . 7 頁
 - ①TMRセンター等の業務改善
 - ②TMRセンター等の機能高度化
 - ③作業機械のリース導入
- (5) 飼料基盤活用強化事業 . . . 9 頁
 - ①草地基盤活用強化
 - ②高エネルギー飼料作物転換促進

<はじめに>

- ・国産粗飼料の生産・利用の拡大により、輸入飼料への依存体質を改善し、国産飼料に立脚した足腰の強い畜産経営を確立する必要があります。
- ・このため、以下の取組を支援し、国産粗飼料の生産と利用の一層の拡大を推進してきます。

※当事業は平成26年度に限り措置されたものです。

<事業の流れ>



<申請・問い合わせ窓口>

- ・要件及び事業実施主体※は、
(独)農畜産業振興機構(ALIC)にお問い合わせ下さい。

TEL 03-3583-4365 (畜産振興部 畜産生産課)

- ・申請については、事業実施主体にご相談ください。
- ・事業内容等については、農林水産省(本省、農政局)でも相談をお受け致します(最終ページ参照)。

(1) 都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業

<内容>

(ア) 国産粗飼料の利用・定着を図るため、都府県の酪農経営者が 国産粗飼料利用体制強化計画(3年間の見通し)を策定し、次のいずれかの取組を実施する場合、経産牛飼養頭数に応じて1頭当たり6,100円の奨励金を交付します。

<取組の内容>

- ①二期作・二毛作による利用推進
- ②借地を活用した飼料作物の利用推進
- ③優良・奨励品種の作付推進
- ④耕畜連携による飼料作物の利用推進
- ⑤広域流通する国産粗飼料の利用推進
- ⑥地域の特性に応じた国産粗飼料の利用促進であって知事が特に認めたもの

(イ) 都府県の酪農経営者の国産粗飼料利用体制強化計画の策定に対する指導・調整等に要する経費を事業実施主体に対して補助します。

<要件>

以下の①及び②の全てに該当すること

①面積要件

経産牛（平成26年4月1日現在の24ヶ月齢以上のホルスタイン種・ジャージー種・その他乳用種の雌牛）1頭当たり1アール以上の飼料作物作付延べ面積（取組により増加する面積を含む。）を有すること。

②国産粗飼料利用体制強化計画に基づく取組を実現すること。

<実施主体>

- 事業実施主体は、（公社）中央畜産会です。
- 都府県の酪農家が事業に参加できます。

<補助率>

○定額（経産牛1頭当たり6,100円）です。

○関東A酪農家の取組例（想定）

課 題

輸入粗飼料価格が高止まりする中で、昨年度同様、意欲的に二毛作に取り組みたい。

対応方向

- ・専門家等の指導により、二毛作に適した品種の選定、不耕起播種を検討し、取組計画を作成。
- ・飼料畑50aに作付したとうもろこしを収穫後、イタリアンライグラスを作付し、二毛作を実施。

補助内容

- ・経産牛飼養頭数30頭×6,100円＝183,000円を取組の奨励金として交付。

(2) 公共牧場等機能向上支援事業のうち

①採草地等生産性向上 ②放牧施設機能向上

<内容>

①採草地等生産性向上

公共牧場等の採草地や放牧地において、土壌の浸食や流出により荒廃した箇所の再生改良等に必要な経費の一部を補助します。

②放牧施設機能向上

公共牧場等の放牧地において、既存の牧柵、給水施設、繫留施設、避難舎等の機能向上のための整備や受精卵移植に必要な機器の導入等に要する経費の一部を補助します。

なお、機能向上のための整備と一体的に行うことを条件に、全体事業費の概ね1/2以内を目途に資器材の導入や施設の新設を行うことができます。



<要件>

①及び②の事業共通

公共牧場等であって、地方公共団体、農業団体等が牧場の管理運営規程を定めていること。

①採草地等生産性向上

対象となる採草地等は、原則補修箇所1カ所当たり1haを上限とし、再生改良により生産性等が向上する計画を作成すること。

②放牧施設機能向上

放牧施設の機能や利用率等が向上する計画を作成すること。

<実施主体>

○事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、(一社)日本草地畜産種子協会です。

○公共牧場等(3戸以上の畜産経営体が共同利用しているものに限る。)が事業に参加できます。

<補助率>

○事業費の1/2以内です。

○農協が管理しているA市育成牧場の取組例(想定)

課題

・牧区の一部に表土が流出した箇所があり周辺は裸地化し牧柵も老朽化。

対応方向

・専門家を招き、放牧地の再生について調査、検討を依頼。

・この結果、

①表土流出の5箇所の草地を再生(合計4ha)。

②集約放牧が可能になるよう牧区を6区から8区に再編し電気牧柵を導入。

補助内容

・専門家の調査費(調査費、旅費)
・草地再生(補修)5箇所(合計4ha)
・電気牧柵整備(ポリワイヤー2段張)

(この他、強い農業づくり交付金により共同畜舎を整備)

(2) 公共牧場等機能向上支援事業のうち

③ 強害雑草対策の実証

<内容>

(ア) 強害雑草対策の推進

強害雑草等の侵入により生産性が低下した永年草地等を優良な永年草地等へ転換するための強害雑草抑制実証計画の策定及び強害雑草対策の実証展示に係る看板設置、展示圃場管理、データ収集・評価等に要する経費を補助します。

(イ) 強害雑草対策の実証展示

(ア)の強害雑草抑制実証計画に基づいて実施する永年草地等の強害雑草対策の実証展示（耕起、土壌改良、施肥、除草剤散布等）に要する経費の一部を補助します。

<要件>

○農協等が策定する強害雑草抑制実証計画に基づき実施する実証展示であること。

○複数年にわたる強害雑草対策に取り組む場合には、複数年の強害雑草抑制実証計画を策定すること。

<実施主体>

○事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、（一社）日本草地畜産種子協会です。

○農業協同組合、農業協同組合連合会等が事業に参加できます。

<補助率>

(ア)の強害雑草対策の推進は定額です。

(イ)の強害雑草対策の実証展示は1/2以内です。

※補助対象となるのは、初年度の取組のみ。

○北海道N農協における強害雑草対策の実証展示事例(想定)

課 題

・永年草地に強害雑草が繁茂し、生産性(牧草収量)が低下。

対応方向

・農協等が中心となり、強害雑草を抑制するための技術的手法を検討し、強害雑草抑制実証計画を策定。これに基づき2haの永年草地に実証展示圃場を設置後、雑草の抑制効果(雑草被度、牧草収量等)を確認。

・この結果、

①地域に適した効果的な強害雑草対策が普及。

②強害雑草が減少し、牧草収量や粗飼料価値が向上。

補助内容

・強害雑草抑制実証計画の策定

・実証展示に係る看板設置、展示圃場管理、データ収集・評価等

・実証展示費

(耕起、土壌改良、施肥、除草剤散布等)

(3) 国産粗飼料活用促進事業のうち

① 国産粗飼料等安定流通利用促進

<内容>

(ア) 国産粗飼料等安定流通利用促進検討会の開催

国産粗飼料等の安定的かつ効率的な収集、乾燥・調製、保管等の手法や広域的な流通体制の構築のための検討会の開催等に要する経費を補助します。

(イ) 実証試験の実施

(ア)の検討を踏まえて、国産粗飼料等の利用拡大や安定的な利用のための新たな乾燥・調製手法や広域流通のための取組(飼料分析、試験給与、評価等を一体的に実施)に対して奨励金を交付します。

<要件>

- (ア)検討会及び(イ)実証試験を一体的に実施すること。
- 地域でまだ行われていない新たな取組を対象。
- 広域流通は、市町村の範囲を超え、概ね半径30 km以上の流通を対象。
- 飼料の品質確認、試験給与等による実証の効果の検証が必須。

<実施主体>

- 事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、(一社)日本草地畜産種子協会です。
- 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体等が事業に参加できます。

<補助率>

- (ア)の検討会の開催は定額です。
- (イ)の実証試験の実施(1件の実証ごとに)10万円/トン(上限60トン)以内です。

○近畿の酪農協の取組例(想定)

課 題

- ・飼料費の節約のため、国産粗飼料の広域流通に取り組む。

対応方向

- ・九州南部の畜産地域のA農協と連携して供給のための検討会を実施。
- ・この結果、
A農協が稲WCS60トン^①を収集し、機材を借りて細断・梱包して近畿の酪農協に輸送。酪農協では、農家の乳用牛に試験給与。

補助内容

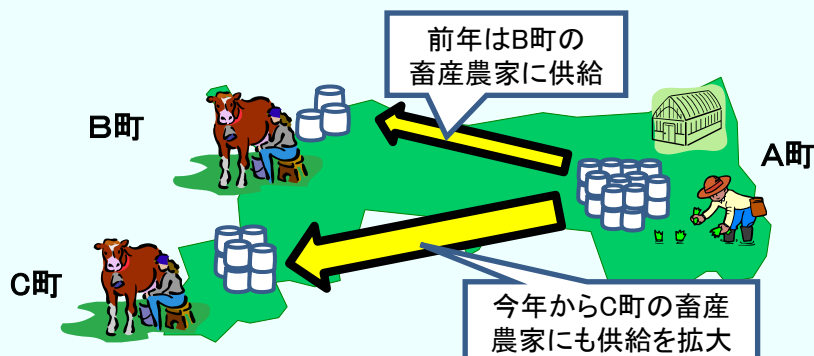
- ・検討会開催費(実費)
- ・実証試験費
(A農協の稲WCS試験10万円×60トン=600万円)

(3) 国産粗飼料活用促進事業のうち

② 国産粗飼料流通拡大促進

<内容>

- 国産粗飼料(稲わらを除く)の広域流通に取り組むTMRセンター等に対し、広域流通する粗飼料の前年からの拡大数量に応じて奨励金を交付します。



<要件>

- 広域流通は、市町村の範囲を超え、概ね半径30km以上の流通を対象とすること。
- 販売伝票等で、数量や流通先が確認できること。
- 自ら作付・収穫・調製等の飼料生産作業を行わない飼料の流通事業者等は対象外。

<実施主体>

- 事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、(一社)日本草地畜産種子協会です。
- TMRセンター等(TMRセンター、コントラクター、飼料生産組織であって、法人化されているもの又は法人化が見込まれるもの。)が事業に参加できます。

<補助率>

- 20円/kg(奨励金単価)以内です。
- 事業参加者当たり500トン以内です。

○北海道A町TMRセンターの取組例(想定)

課題

- ・これまでは、余剰となった一部のロールサイレージを広域流通していたが、県外の畜産農家からの要望に応じて、広域流通の取組を拡大。

取組内容

- ・H25年は、ロールサイレージ生産量500トンのうち、広域流通分が50トンであったが、H26は広域流通量を200トンに拡大。

交付額

$$\begin{aligned} & (\text{H26年の広域流通実績200トン} - \text{H25年の広域流通実績50トン}) \times 20\text{円/kg} \\ &= 150\text{トン} \times 2\text{万円/トン} \\ &= \underline{300\text{万円}} \end{aligned}$$

(4) TMRセンター等体質強化事業のうち

① TMRセンター等の業務改善、② TMRセンター等の機能高度化

<内容>

① TMRセンター等の業務改善

コンサルタント等を活用した運営面における経営診断や技術面における管理方法等の支援、指導に基づく、改善計画の作成に要する経費を補助します。

② TMRセンター等の機能高度化

既存のTMRセンターの改修とあわせた機能強化に要する経費の一部を補助します。(バンカーサイロのアスファルト舗装、圧縮梱包機の導入等)



飼料貯蔵
施設の改修



TMR調製
装置の整備

<要件>

TMRセンター等の機能高度化

- 改修後に、受益者全体の粗飼料自給率が現状自給率を一定の基準を上回る計画であること。
- 機能の高度化として、機能性・効率性や品質を向上するために、改修と一体的に取り組む増設、新設は事業費全体の1/2以内であること。

<実施主体>

- 事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、(一社)日本草地畜産種子協会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会です。
- TMRセンター等(TMRセンター、コントラクター、飼料生産組織であって、法人化されているもの又は法人化が見込まれるもの。)が事業に参加できます。

<補助率>

- ① TMRセンター等の業務改善は定額です。
- ② TMRセンター等の機能高度化は1/2以内です。

○北海道B町TMRセンターの 取組例(想定)

課 題

- ・バンカーサイロの床面の腐食による強度低下や飼料への骨材の混入による品質低下。
- ・機能性や効率性を高め、TMRの品質の向上。

対応方向

- ①バンカーサイロの強度確保及び異物混入防止のため、床面をアスファルトで舗装。
- ②真空梱包機を導入して配送回数を削減。



施設の安全性の確保や品質の高い
TMRの安定供給を実現

補助内容

- ・バンカーサイロの床面舗装費用
- ・真空梱包機設置費用

(4) TMRセンター等体質強化事業のうち

③作業機械のリース導入

<内容>

- TMRセンター等の経営の高度化に必要な機械のリース方式による導入を支援します。

【リース対象機械】

牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機、草地更新用機械、モアコンディショナー、ヘイコンディショナー、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、テッダー、レーキ、テッダーレーキ、ロールベラー、梱包解体機、運搬機、梱包格納機、サイレージ取出機、積込機、飼料粉碎機、飼料攪拌機、稲わら収穫機、アンモニア処理機、家畜糞尿土壌還元用機械、作業管理システム、飼料保管タンク等



とうもろこし播種機(不耕起) フォーレージハーベスター

ロールベラー

飼料保管タンク

<要件>

次のいずれかを満たすこと。

- 現時点で法人化していないTMRセンター等は、法人化すること。
- 法人化しているコントラクターは、飼料生産作業面積を北海道は概ね40ha以上、都府県は概ね20ha以上拡大する計画であること。ただし、作業面積のうち中山間地域が半分以上含まれる場合は、拡大面積を北海道は概ね20ha以上、都府県は概ね10ha以上とすることができます。

法人化しているTMRセンターは、地域で生産される粗飼料の自給率が現状の自給率に基づいて別に定める基準を上回る計画であること。

<実施主体>

- 事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、（一社）日本草地畜産種子協会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会です。
- 機械の借受者は、経営の高度化を図るTMRセンター等（TMRセンター、コントラクター、飼料生産組織）です。（農協等が借受者となり、再貸付も可能です。）

<補助率>

- 物件の購入額相当の1/2以内です。

(5) 飼料基盤活用強化事業のうち

①草地基盤活用強化、②高エネルギー飼料作物転換促進

<内容>

①草地基盤活用強化

TMRセンター等が行う草地への転換、草地の更新に要する経費の一部を補助します。

②高エネルギー作物転換促進

TMRセンター等が直近1年でとうもろこし、ソルガム（グラスタイプを除く）等の高エネルギー飼料作物を作付けされていない圃場で新たに作付けした場合、当該拡大面積の作付等に要する経費の一部を補助します。

<要件>

①及び②共通

- ・飼料作物を対象とする交付金等の交付を受けていないこと。
- ・助成対象面積を確認できること。

①草地基盤活用強化

- ・現状以上の草地等の面積を受託すること。
- ・更新した草地は5年間以上利用を継続すること。

②高エネルギー作物転換促進

- ・事業を実施した圃場は3年以上の作付に努めること（輪作の場合は同程度の面積を確保）。

<実施主体>

- 事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、（一社）日本草地畜産種子協会です。
- TMRセンター等（TMRセンター、コントラクター、飼料生産組織であって、法人化されているもの又は法人化が見込まれるもの。）が事業に参加できます。

<補助率>

①及び②共通

草地更新等に要する経費の1/2以内（上限17万円/ha）です。

○北海道C町TMRセンター取組例（想定）

課 題

- ・低コストかつ高品質なTMRの供給。

対応方向

- ・TMRセンターが構成員の草地を更新し、牧草の品質・収量を改善。

補助内容

- ・更新経費25ha分600万円の1/2＝300万円をTMRセンターに補助。

○関東の農協コントラクターの取組例（想定）

課 題

- ・畜産農家は、飼料用とうもろこしを新たに栽培したいが、作付収穫する機械がないのでコントラクターに作業を委託。

対応方向

- ・コントラクターは5戸の畜産農家から新たに飼料用とうもろこしの作付を受託。

補助内容

- ・作付費用18ha分の540万円の1/2＝270万円をコントラクターに補助。

○事業内容のお問い合わせ先

農林水産本省	生産局 畜産部 畜産振興課 担当:草地整備推進室計画調整班 TEL:03-6744-2399
北海道農政事務所	農政推進課 担当:事業戦略専門官、畜産振興係長 TEL:011-642-5410
東北農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:022-221-6198
関東農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:048-740-0027
北陸農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:076-232-4317
東海農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:052-223-4625
近畿農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:075-414-9022
中国四国農政局	生産部 畜産課 担当:課長補佐(草地担当)、自給飼料係長 TEL:086-224-9412
九州農政局	生産部 畜産課 担当:畜産環境対策官、自給飼料係長 TEL:096-211-9383
沖縄総合事務局	農林水産部 生産振興課 担当:企画指導官(草地担当)、自給飼料係長 TEL:098-866-1653

○要件、事業実施主体等に関するお問い合わせ先

(独)農畜産業振興機構 畜産振興部畜産生産課
TEL:03-3583-4365

農林水産省

